

庁舎整備調査特別委員会 中間報告(委員長報告の抜粋)

12月定例会の最終日に中間報告が行われました。報告の要旨は以下のとおりです。

《庁舎整備に関する提言》

1
駐車場も含め、まちづくりの視点でとらえた拠点機能の付加

2
将来負担を抑えたコンパクトな庁舎設計

3
誰もが使いやすい庁舎とするための幅広い意見聴取

4
防災拠点機能の充実

5
環境保護と省エネルギー対策

6
景観に配慮し親水性を持ったデザインとイベント等への対応機能

7
ワンストップサービス等の機能性やプライバシー保護など市民の利便性に配慮した窓口業務・レイアウト

8
議会を、より一層市民に身近なものとする議会施設

9
発注に際して、地元経済への十分な配慮

本委員会は、新市建設計画変更特別委員会の付託案件のうち、新市建設計画を変更する議案が可決されたことを受けて、平成26年9月24日に、名称を庁舎整備調査特別委員会に、定数を10人に変更して、庁舎の整備に関する諸問題の調査研究にあたることと議決されて、本日までに3回の委員会を開催して付託案件に関する審査を行ってまいりました。

庁舎整備に関しては、これから基本設計と実施設計の委託先が検討・選定される段階にあり、本委員会の任務はいまだ完了していない状況にあります。委員会での議論の結果、設計業務の委託という重要な区切り之際して、庁舎整備に関する意見を申し述べて、中間報告とすべきであるという結論にいたり、ここに提言並びに委員長報告といたしたいと思えます。

通例、議会の特別委員会は理事者からの議案の提案を受けて設置される場合がほとんどですが、市庁舎の整備という50年に一度、100年に一度の大事業にあたって、議案として提案されることを待つのではなく、先行して積極的な調査研究活動を行い、広く市民の意見を聴取し、市民目線の議会審議を行うことが議員としての責務であると考えたためであります。

9月定例会閉会后、庁舎整備調査特別委員会では、各委員から庁舎整備に際して留意すべきと考える事項を提言いただき、提言した委員の趣旨説明と、それに対する質疑応答、意見交換を、3回の委員会を開催して行ってまいりました。

この度、中間報告として行うべき提言項目について、合意するにいたりました。左記のとおり庁舎整備に関する提言を行います。

この提言について、慎重かつ十分な検討を加え、本市庁舎が真に市民のための施設となり、今後の本市の発展の原動力となるよう整備されることを求めます。

なお、この委員長報告では委員から提案された提言項目をまとめて、その趣旨を申し上げております。

理事者におかれましては、提言の背景にある委員の考察と議論の経過を十二分にご了知ください。

庁舎整備調査特別委員長 吉和 宏